

府中市補助金検討会議の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき府中市補助金検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、市長の諮問に応じて、補助金（府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号）第2条に規定する補助金をいう。）に係る事業の実績の評価及び予算の審査のあり方並びに当該評価に基づく見直しの方角性に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 公募による市民 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から平成28年12月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議の会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか検討会議の運営について必要な事項は、会

長が検討会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。